

○ニセコ町子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日条例第18号

改正

令和3年3月23日条例第6号

令和6年12月16日条例第28号

ニセコ町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、ニセコ町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第72条第1項各号に規定する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項
(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 公募による者

(5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は、妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、前条に基づき新たに選任し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日条例第6号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月16日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。